

見守り
新鮮情報
第163号

公的機関を名乗る人から、「払いすぎた**医療費の還付**がある」と電話があった。「金融機関では還付に対応できないので、**市役所かコンビニ**、あるいは**病院のATM**に行くように」と言われた。

市役所に行き、ATMの前から携帯電話で教えられた先に連絡し、**指示通りに操作**をして還付の手続きをしたが、通帳を確認すると、知らない人物に**100万円**近く**送金してしまっていた**。どうしたらいいか。
(60歳代 女性)



またまた 増えてる!?
還付金詐欺にご注意!

ひとこと助言

- 市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」の相談が寄せられています。
- 警戒が厳しい金融機関のATMではなく、コンビニやスーパー、最近では病院や市役所のATMへ誘導するケースが見られます。
- 「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難になります。
- 公的機関の職員が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。
- 不審に感じたら、すぐに最寄りの警察署やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。



発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

2013年5月8日

鹿児島県消費生活センターを名乗り、「投資詐欺の被害者リストに名前が載っている。被害者救済制度がある。」と電話があり、フリーダイヤルの電話番号を伝えられ、その番号にかけたが繋がらなかった。そのような救済制度があるのか。という相談が鹿児島県消費生活センターに寄せられています。過去に投資詐欺の被害に遭った人をねらい「救済される」「返金される」などとうたいさらにだます「被害回復型投資詐欺」が後を絶ちません。■救済制度は存在しません。■公的機関がこのような電話をすることはありません。■教えられた問い合わせ先には自分から絶対に電話をしないでください。■このような電話には応じず無視すること。■このような電話がかかってきた方は個人情報が出てい

るおそれがあるので、今後も同様の電話がある可能性があります。注意しましょう。
気になることがありましたら、早めに西之表市消費生活センターにご相談ください。



消費生活
みみより情報

No. 23
平成25年5月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

健康食品の送り付けにご注意ください!

- ◆市内において、送り付商法と思われる不審な電話に関する相談が急増しています。
- ◆「以前に注文を受けている商品を送る」などと言われても、慌てて曖昧な返事をせず、身に覚えがない場合は「いません!」ときっぱり断りましょう。
- ◆断りきれずに商品を受け取ってしまったたり、一方的に商品が送られて来ても、クーリングオフ（契約の解除）が出来る場合があります。
- ◆不審な電話を受けて不安な時はすぐに、西之表市消費生活センターにご相談ください。

電話で、お金の話がでたら「危険!」のサインです。

うまい話、簡単に儲かる話は、世の中にありません。「お金を振り込んで」「現金を送って」などと言われたら、詐欺を疑いましょう。

不審に思ったときは、迷わず西之表市消費生活センターや種子島警察署に相談してください。不審な電話等に関する情報もお寄せください。

平成25年度無料法律相談会の日程について

日時	場所	問い合わせ先	電話番号
5月21日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
5月23日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
6月18日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
7月16日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
7月25日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
8月20日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
9月17日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
9月26日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
11月28日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
1月23日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
3月27日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111

※日程は変更になる場合があります。
相談を希望される場合は、早めの予約をお願いします。

借金問題でお悩みの方へ 一人で悩まずご相談ください。

◆消費者金融からの借入れと返済を繰り返している。

借入れ利息の再計算で、今残っている借金の額が減額される可能性があります。毎月の返済額を業者との話し合いで減額することが出来るかもしれません。過去に一括返済したことがある場合など、払いすぎているお金を取り戻し、今の借金の返済に充てることが出来るかもしれません。

◆消費者金融への返済は10年前に終わった。

平成18年に法律が改正され、現在貸金業者からの借入れ利息は最高20パーセントです。それ以上の利息で借り、返済していると払いすぎている可能性があります。払いすぎたお金を取り戻すことが出来るかもしれません。過払い金は、過去10年にさかのぼって返還を求めることが出来ます。

◆収入が減り毎月の返済が苦しい。

収入の状態に合わせた返済計画の立て直しが必要です。まず弁護士や司法書士などの法律専門家に相談するなどして、早めに業者や金融機関との協議を進めましょう。

◆家族や友人からも借金している。

家族や友人からの借金は個人の信用を失い、また、大切な友人を失うことにもつながります。借金返済のための借金はしないように、一刻も早く借金の整理をしましょう。

◆ヤミ金からの取立てで悩んでいる。

ヤミ金は違法です。警察に相談するなどして、ヤミ金との関係を早急に断つことが必要です。厳しい取り立てにあっても、違法なお金を払ってはいけません。

◆生活が苦しくて借金しないと生活できない。

生活保護などの公的扶助を受けられる場合があります。借金問題の解決と合わせて、これからの生活の立て直しが必要です。失業や病気など、本人の力ではどうにも解決できない問題を抱えている場合は、公的扶助制度を利用した生活再建に向けたご相談に応じています。

◆周りの「気づき」も大切です。

「最近元気がない」等、周りに気になる人がいたら、声をかけてあげてください。相談することで解決できることを、教えてあげてください。

命より大切なものはありません。夕方5時以降の相談もお受けしていますので、一人で悩まないで、まずご相談ください。

22-1111（内線306）市民生活課広報市民相談室

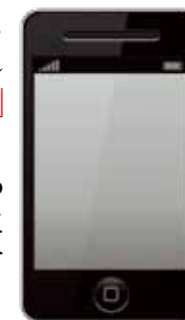
学ぶことから始めよう
～自立した消費者に向けて～
5月は消費者月間です。



◆スマートフォンのトラブルが急増◆ スマホデビューされるみなさん！ ぜひお読みください。

スマートフォンは、パソコンと同じように、多様なウェブサイトアクセスしたり、アプリケーションソフトをダウンロードして、利用者が機能を追加したりすることができます。スマートフォンは、「通話機能付き小型パソコン」と言えます。

つまりスマートフォンは、パソコンと同様にウイルスに感染する危険性があるということです。また、スマートフォンに保存している電話帳情報を不正に抜き取られるという被害も出ています。スマートフォンの機能は日々進化しており、今後もいろいろなトラブルが発生する可能性があります。



【スマートフォンアプリ】

現在、何十万という多種多様なアプリがあり、無料と有料があります。アプリは誰でも自由に開発できるようになっているため、公開されている全てのアプリが安全であるという保証はありません。アプリを公式マーケット（AppStoreやGoogle Playなど）から取得しても、中には悪意のあるアプリも存在している可能性があります。そのアプリを利用することで、スマートフォン内の情報（契約者のID・電話番号・メールアドレス・位置情報・電話帳など）を抜き取られることも考えられます。

（電話帳）

スマートフォン内に保存できる「電話帳」は、他人の個人情報に結びつくものであるため、スマートフォンを利用することは、他人の個人情報を預かり、責任を持つということです。逆に言えば、自分の個人情報につながる情報を、複数の他人（知人）が管理しているということで、ずさんに扱えば、自分にその不利益が返ってくることになります。

スマートフォンは、従来の携帯電話の延長線ではありません。利用にあたっては十分な配慮が必要です。ウイルス対策やアプリは信用できるサイトからインストールする等、「正しい知識を持つこと」が大切です。

◆◆ 消費生活相談員による出前講座の実施 ◆◆

西之表市消費生活センターでは、消費生活相談員を地域に派遣して、高齢者やその周りの方々、児童生徒やその保護者を対象に「消費生活に関する出前講座」を実施します。

地域やグループ、団体などで出前講座を希望される場合は、市消費生活センターまでご連絡ください。

講師	西之表市消費生活センター消費生活相談員
講話の内容	悪質商法等による消費者トラブルから身を守るために
時間	60分程度
受講人数	定員はありません。
会場	公民館など主催者で確保してください。
申込み	市役所消費生活センターに備付けの出前講座申込書によりお申込みください。
その他	日程については、消費生活相談員のスケジュール調整のうえお受けします。ご希望の日時に実施できない場合がありますのでご了承ください。